平成２２年（フ）第５７号
鹿児島県姶良市加治木町錦江町80番地
債務者　山元ひとみ
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3285番地14
債務者　青木　浩司
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
鹿児島県伊佐市菱刈市山2498番地３　池田団地１棟３号
債務者　酒匂　由利
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
沖縄県中頭郡西原町字我謝219番地　メゾンタイラⅡ101号
債務者　新垣　智之
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１１９号
沖縄県中頭郡西原町字我謝219番地　メゾンタイラⅡ101号
債務者　平安座唯正
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２５号
長野県東御市滋野乙2991番地７
債務者　遠藤美奈子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２７号
長野県上田市下丸子451番地16
債務者　南雲　守江
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２８号
長野県東御市滋野乙1048番地１　滋野ハイツ１号室
債務者　平川　　昭
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２９号
長野県上田市下丸子451番地16
債務者　南雲　宗一
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第４６号
長野県上田市下丸子563番地
債務者　齊木　福造
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第４７号
長野県上田市下丸子563番地
債務者　齊木　延江
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２１４３号
京都市山科区小山中ノ川町46番地の９
債務者　渡邉　真二
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３７９号
京都市北区紫野雲林院町42番地７
債務者　那須　都子（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
京都市右京区西院四条畑町１番地７　スールシャンブル503
債務者　メンバーズクラブＮＩＯこと　宮崎　鈴美
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
京都府八幡市男山金振20番地12　明成ハイツ207号
債務者　山本建材工業こと　山本　和彦
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５３号
京都市左京区岩倉村松町６番地12
債務者　塚本　亮太
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地１　向島市営住宅５－６棟601号
債務者　向田　眞子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係